

弥永 真生 (やなが まさお)

明治大学専門職大学院／  
会計専門職研究科 専任教授

## 1. 開示規制の強化及びソフトロー がもたらしたコーポレート・ガ バナンス改革の進展

### (1) 開示規制の目的

株式会社における開示の目的として、従来、指摘されてきたのは、会社法による開示についていえば、株主や会社債権者に必要な情報を提供することであり、金融商品取引法に基づくものについては、投資者に必要な情報を提供することであった。ここで、会社債権者又は投資者のうち負債証券（典型的には社債）を取得する者にとって必要とされる情報は、自己の元利金債権が弁済期に弁済されることについての予測に必要な情報であり、それに基づいて、どのような条件で与信又は負債証券を取得するかを意思決定をなし、また既に有する債権の保全のために必要な措置をとるのである。他方、株主又は投資者のうち株式等や新株予約権を取得する者は、株式等に対する配当（インカム・ゲイン）と株式等の価格の上昇による利益（キャピタル・ゲイン）を期

待する。そこで、投資の意思決定に当たって、会社の現在の財政状態と将来の収益性に関する情報を多かれ少なかれ必要とする。また、株主は、一般的に、会社経営者がどのように会社を運営するかによって自己の利益が左右されることから、会社経営者を選任・解任するか否か（場合によると、どれだけの報酬を与えるか）の意思決定に必要な情報及び株主の監督是正権を行使する前提としての情報を必要とする。

さらに、社会・環境問題に関するリスクは同時に収益機会であると指摘されており（北川ほか [2018] 19頁 [神作裕之発言]）、企業が人権の保護・尊重にどのように取り組んでいるのかは、その企業のサステナビリティ及び将来の収益性や発展可能性に影響を与える情報として、投資意思決定のために重要な情報となりつつあるのではないかと考えられる。

他方、開示には、適切に行為するインセンティブを与えるという効果も期待されている<sup>1</sup>。アメリカ合衆国の最高裁判所判事であったブランドイスが述べた「日光は最良の消毒薬であるといわれている

1 開示には、会社（経営者）の不正行為の抑止機能があると指摘されている（龍田[1982]127頁、鈴木＝河本[1984]86・88頁[企業内容開示制度の副産物]、神崎＝志谷＝川口[2012]194頁[金融商品取引の文脈における指摘であるが、金融商品取引法が求める情報開示は、投資判断資料を提供することが主たる目的であり、企業行動を公正にすることを直接の目的とするものではないとしている]など）。

(Sunlight is said to be the best of disinfectants) (Brandeis [1914] p.92) という言葉で言い表されているように、開示は、その対象となる行為をする者の行為を適正ならしめるインセンティブとなり得る(竹内 [1984] 143-144頁。また、稲葉 [1984] 10頁も参照)。したがって、ある行為をしようとするときに、その行為に対する社会や株主等の反応(情報提供のフィードバック効果)を推測して行動するならば、経営者の行動は倫理にかなった範囲で会社の利益を重視する(ガバナンスの観点から望ましい)ものとなる可能性が高いと期待されている<sup>2</sup>。

近時の会社法及び金融商品取引法による開示要求の増大と証券取引所規則によるコーポレート・ガバナンスに関する報告書<sup>3</sup>の作成要求・公開は、この最後の目的によって説明することができる。

## (2) 企業内容開示府令

ガバナンス関連情報については、金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」(2002年12月16日)では、「投資家の信頼が得られる市場を確保する観点から、企業の事業や財務に関する情報の開示に関し、開示すべき情報の充実・強化を図る」べきであり、「具体的には、企業統治

(コーポレート・ガバナンス)の実体を積極的にディスクロースすることにより企業統治の強化への取り組みを市場に明らかにするとともに、企業に関する情報が投資家に対し、正確に、具体的に、かつ、分かりやすく開示されることが重要である」と提言された。これをうけて、平成15年内閣府令第28号により、有価証券届出書及び有価証券報告書の様式が改正され、①コーポレート・ガバナンスの状況、②事業等のリスク及び③経営者による財務・経営成績の分析(MD&A)についての開示が求められることとなった。

また、「金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～」(2009年6月17日)における提言及びコーポレート・ガバナンスについての情報は、投資家が投資判断を行う際の重要な情報であると考えられることから、平成22年内閣府令第12号による企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、「企業内容開示府令」という。)の改正により、①コーポレート・ガバナンス体制、②役員報酬及び③株式保有の状況について、「上場会社等」<sup>4</sup>の有価証券報告書及び有価証券届出書において、より詳細な情報の開示が求

2 開示により恥をかかせるということも、開示の一要素であり得るとされている(See e.g. Skeel[2001] p.1857)。

3 例えば、東京証券取引所有価証券上場規程第419条は、「上場会社……は、施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更後の報告書を提出するものとする」(有価証券上場規程施行規則第415条がコーポレート・ガバナンスに関する事項を定めている)と、また同第436条の3は、「上場内国会社は、別添『コーポレートガバナンス・コード』の各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を第419条に規定する報告書において説明するものとする」と、それぞれ定めている。

4 その株式が市場で取引の対象とされている上場会社等については、一般投資家に対して、コーポレート・ガバナンスについて説明責任がより求められるという考え方に基づいており、上場会社等とそれ以外の有価証券報告書提出会社とで有価証券報告書等の記載内容を異ならせるという点で注目に値する改正であった。

められることとされた。

その後、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて—」（2018年6月28日）で、①財務情報及び記述情報の充実、②建設的な対話の促進に向けた情報の提供、③情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組みの観点から適切な制度整備を行うべきであるとの提言がなされ、これをうけて、平成31年内閣府令第3号により、企業内容開示府令が改正された。すなわち、②の観点からは、役員報酬について、報酬プログラムの説明（業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等）やプログラムに基づく報酬実績等を含めることが求められた。また、③については、ガバナンス情報の総覧性を高める必要があるという観点から、「役員状況」は「コーポレート・ガバナンスの状況等」に含まれるとともに、企業統治の体制の「概要」としては、ガバナンス情報の充実を図る観点から、提出企業の機関設計に応じ、取締役会や委員会等の構成（名称、人数、メンバー、社内・社外役員の別、委員長の属性等）、委員会等の設置目的、権限等を記載することが求められた。さらに、監査公認会計士等を選定した理由及び方針（解任又は不再任の決定の方針を含む）、監査役会等が監査報酬額に同意した理由、監査人の業務停止処分に係る事項、監査役及び監査役会が監査公認会計士等又は会計監査

人の評価を行った旨及びその内容、ネットワーク・ファームに対する監査報酬等の開示、監査役会等の活動状況（監査役会等の開催頻度・主な検討事項、個々の監査役等の出席状況、常勤監査役等の活動等）、監査法人による継続監査期間を含めることが求められ、「監査の状況」としてまとめて記載すべきこととされた。

また、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」（2022年6月13日）が、サステナビリティに関する企業の取組みの開示、コーポレート・ガバナンスに関する開示などに関して制度整備を行うべきであると提言したことを踏まえて、令和5年内閣府令第11号により、コーポレート・ガバナンスに関しては、取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、出席状況）、内部監査の実効性（デュアルレポーティングの有無等）及び政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要について、記載が求められることとなった（サステナビリティに関する企業の取組みの開示については、後述4. (1)参照）<sup>5</sup>。

2003年、2010年、2019年及び2023年の企業内容開示府令の改正に当たって、金融庁や金融審議会は、公式には、コーポレート・ガバナンス情報等やサステナビリティに関する企業の取組み情報は、投資者の意思決定にとって有用な情報であ

5 なお、2022年報告をうけて、有価証券報告書等において、企業・株主間のガバナンスに関する合意及び企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意の開示が求められることとされた（令和5年内閣府令第81号による改正後企業内容開示府令第二号様式記載上の注意(33) f.g.、第三号様式記載上の注意(13)など）。

ることを理由として示しているが、このような情報を開示させることによって、よいガバナンス体制を整備し、サステナビリティに取り組むように、また、適切な監査がなされるように仕向けるという側面は無視できない。さらに、監査役会等の活動状況や、取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況の記載を求めることによって、監査役会等、取締役会、指名委員会・報酬委員会等が実質的に機能するように動機付けようとしている（監査役等や取締役としては、「十分に

働いていない」と有価証券報告書等の読者から見られることを避けたいと考えるであろう）と見ることができる。会社法は法務省の管轄であり、金融商品取引法によってはコーポレート・ガバナンス体制を直接規律することができないため、開示を通じて、会社経営者による自主的な改善や利害関係者からの働きかけを喚起し、適切な体制を整備し、体制が効率的・効果的に運用されるように仕向けようとしているのではないかと推察される。

### (3) 会社法施行規則

#### 【営業報告書（昭和57年改正後）の記載事項と事業報告の記載事項】

昭和57年改正後 計算書類規則45条	会社法施行規則（現在）	
	公開会社	それ以外の会社
	①株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要*	
	②株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めているときは、その概要等	
	③株式会社に特定完全子会社**がある場合には、その名称等	
	④株式会社とその親会社等との間の取引であり、当該株式会社の事業年度に係る個別注記表において関連当事者注記を要する取引がある場合には、当該取引に関する事項***	
主要な事業内容、営業所及び工場、株式の状況、従業員の状況、その他の会社の現況	⑤株式会社の現況に関する事項——主要な事業内容、主要な営業所及び工場並びに使用人の状況、その他株式会社の現況に関する重要な事項	
その営業年度における営業の経過及び成果（資金調達状況及び設備投資の状況を含む）	⑥株式会社の現況に関する事項——当該事業年度の事業の経過及び成果、重要な資金調達、設備投資の状況	
親会社との関係、重要な子会社の状況、その他の重要な企業結合の状況	⑦株式会社の現況に関する事項——合併、会社分割、事業譲渡等の状況、重要な親会社及び子会社の状況	

過去3年間以上の営業成績及び財産の状況の推移並びにこれについての説明	⑧株式会社の現況に関する事項——直前3事業年度の財産及び損益の状況
会社が対処すべき課題	⑨株式会社の現況に関する事項——対処すべき課題
その営業年度の取締役及び監査役の氏名、会社における地位及び担当又は主な職業	⑩会社役員に関する事項——役員の氏名、地位及び担当、重要な兼職の状況
	⑪会社役員に関する事項——役員と責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要、補償契約に関する事項、役員の報酬等に関する事項、役員の辞任又は解任に関する事項、監査役等の財務及び会計に関する知見の記載、常勤の監査等委員・監査委員の選定の有無及びその理由、その他役員に関する重要な事項
	⑫役員等賠償責任保険契約に関する事項
	⑬社外役員等に関する事項
	⑭会計参与に関する事項
	⑮会計監査人に関する事項
上位7名以上の大株主及びその持株数並びに当該大株主への出資の状況	⑯株式会社の株式に関する事項——上位10名の大株主及びその持株数・持株割合
	⑰株式会社の株式に関する事項——会社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の数及び交付した人数、その他株式に関する重要な事項
	⑱株式会社の新株予約権等に関する事項
主要な借入先、借入額及び当該借入先が有する会社の株式の数	⑲株式会社の現況に関する事項——主要な借入先、借入額
決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実	⑳株式会社の状況に関する重要な事項のうち、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の内容となる事項以外のもの
その他会社の状況に関する重要な事項	

\* 大会社は、決定又は決議しなければならない（会社法348条4項・362条4項）。

\*\* 事業年度の末日において、その子会社等の株式の帳簿価額が、その株式会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部の合計額の5分の1（定款でより低い割合を定めることができる）を超え、かつ、その株式等の全部を保有する子会社等。

\*\*\* これに該当するのは会計監査人設置会社及び公開会社。ただし、会計監査人設置会社でない公開会社は、一部を事業報告の附属明細書に記載すれば足りる（会社計算規則98条2項・112条）。

確かに、事業報告は株主に対して、実質的な受任者である取締役・執行役がその受任事務の処理の状況を報告するとい

う性質（民法645条、会社法330条参照）を有していると考えられる（安藤 [1985] 225-226頁参照）。しかし、同時に、上表



①から⑳のうち、①②③④⑪⑫⑬⑭⑮及び⑰は、適切な意思決定を行い、又は行動するように取締役等を仕向けるというのがむしろ主たる目的であると考えられる事項である<sup>6</sup>。①は、内部統制システム等の整備についての取締役の決定又は取締役会の決議（会社法348条4項・362条4項・399条の13第2項・416条2項）が適切に行われ、かつ、その体制の運用状況について取締役会が監視・監督するよう動機付ける記載事項である。②は基本方針の内容の概要のほか、会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み及び基本方針に照らして不適切な者によって会社の支配を獲得されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）を記載することを求めているが、これは買収防衛策などが行き当たりばったりに行われないようにするために基本方針を定めさせるという面を有する。そして、具体的な取組みが基本方針に沿うものであること、株主の共同利益を損なうものではないこと、及び、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに対する取締役等の判断及びその理由を記載

させることによって、買収防衛策などにより株主の共同利益を害さないように取締役等が行動することを動機付けることになる。④（平成27年改正により追加）は、会社とその親会社等（親会社及び支配株主）との取引のうち、その事業年度に係る個別注記表において関連当事者との取引に関する注記を要するものについて、a. 取引をするに当たり、その会社の利益を害さないように留意した事項（その事項がない場合には、その旨）、b. 取引がその会社の利益を害さないかどうかについてのその会社の取締役会の判断及びその理由、及び、c. 社外取締役を置く会社においてb. の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見を記載させるものであり、取締役会及び社外取締役が会社に不利益を与え、親会社等に利益を与えるような取引を思いとどまり、抑止するように動機付けるものである。「取引をするに当たり、その会社の利益を害さないように留意した事項」がないと記載することははばかれるであろうから、留意するよう仕向けられるし、会社の利益を害する取引であると社外取締役が意見を述べていると

6 詳細については、弥永[2021]参照。他方、会社法の下では、附属明細書を通じた開示による会社（取締役等）の自己抑制機能という面は薄まった。その典型は、販売費及び一般管理費の明細（会社計算規則117条3号）である。昭和57年改正後計算書類規則48条1項5号（平成18年改正前商法施行規則では108条1項6号）は「営業費用のうち販売費及び一般管理費の明細」を小会社以外の会社の附属明細書に含めることを要求し、かつ、同条3項は、「第1項第5号の明細は、大会社の監査報告書に関する規則……第7条第1項第2号に掲げる事項（会社が無償でした財産上の利益の供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む）——弥永）に関し監査役が監査をするについて参考となるように記載しなければならない」（平成18年改正前商法施行規則では108条3項が「第1項第6号の明細は、第133条第1項第2号に掲げる事項に関し監査役又は監査委員が監査をするについて参考となるように記載しなければならない」）と定めて、株主の権利行使に関する利益供与などを防止することを「営業費用のうち販売費及び一般管理費の明細」に記載させる主要な目的の一つとしていたが、会社計算規則にはこのような規定は設けられていない。すなわち、会社法の下では、損益計算書の一項目の明細という位置付けしかなく、附属明細書は、もっぱら計算書類（とりわけ、個別注記表）又は事業報告を通じた直接開示が望ましいものの、会社にとってのコストを軽減するという観点から間接開示にとどめたものと位置付けられることになろう。

きには、取締役会としても多数決で会社の利益を害さないと安易に判断できないであろう。

③（平成27年改正により追加）も、株式会社の株主が特定責任追及の訴え（会社法847条の3）に係る提訴請求等を行うことができる完全子会社が存在するかどうか、そのような完全子会社はどれかを判断する手掛かりとなる情報を事業報告の内容とすることにより、特定責任追及の訴えの活用の便宜を図り、子会社の取締役の職務執行が適切になされるよう動機付けるものという側面を有する。

また、⑪⑫⑭⑮（平成27年改正及び令和2年改正により追加）の記載により、取締役・監査役・執行役・会計参与・会計監査人との責任限定契約・補償契約及び役員等賠償責任保険契約が会社の利益にかなうように締結され（とりわけ、そのような契約によって「会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む」とされているため、そのような措置を講じるよう仕向けられる）、当該契約が履行されるよう動機付けられる。さらに、会計監査人の報酬等の額及び報酬等について監査役・監査役会・監査等委員会・監査委員会（以下、「監査役等」という。）の同意理由、非監査業務の対価を支払っている場合には非監査業務の内容、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針、会社が有価証券報告書提出大会社である場合には、当該株式会社及び子会社が支払う金銭その他財産上の利益の合計額、当該株式会社の会計監査人

以外の公認会計士又は監査法人が子会社の計算関係書類の監査を実施している場合には、その事実、並びに、会計監査人が辞任し又は解任された場合には、当該会計監査人の氏名又は名称、解任の理由、会計監査人の意見等を記載することが要求されている。これは、会計監査人の独立性を確保するという観点から、取締役、監査役等及び会計監査人が適切に行動するように仕向けるという面を有する。

また、会計監査人が現に業務停止処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項、及び、会計監査人が過去2年間に業務停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が事業報告の内容とすることが適切であると判断した事項の記載は、会計監査人にふさわしい者が会計監査人となることを確保するという面がある。このような記載にもかかわらず、その者を会計監査人とする以上、それを正当化できるような説明が必要となるからである。

さらに、⑪のうち（令和2年改正により大幅に拡充された）役員の報酬等に関する事項の記載及び⑰（令和2年改正により追加された）職務執行の対価として交付した株式等についての記載には報酬等が適切に定められるよう仕向ける効果が期待され、⑪のうち監査役・監査等委員・監査委員の財務及び会計に関する知見の記載並びに（平成27年改正により追加された）常勤の監査等委員・監査委員の選定の有無及びその理由の記載は、監査役・監査等委員・監査委員として必要

な財務・会計の知見を有する者を選任するかそれを補完する方策を講じる、又は常勤の監査等委員・監査委員を選定するかそれを補完する方策を講じるという行動の誘因となり得る。また、役員が辞任又は解任に関する事項の記載は役員が不当に解任されることを抑止する効果があり得、役員が独立性確保の助けとなる。そして⑬社外役員等に関する事項の記載には（親会社等からの独立性を含め）独立性を社外役員が維持するように、なかでも、各社外役員が当該事業年度における主な活動状況の記載（令和2年改正により、社外取締役については、その者が「果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」も追加された）には、社外役員が期待されている職務を忠実に果たす（かつ、会社は果たせるように体制を整備する）ように仕向けるという効果が期待される。

#### (4) 「コーポレートガバナンス・コード」

東京証券取引所は、「コーポレートガバナンス・コード」を策定しており、五つの基本原則（株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会等の責務、株主との対話）に加えて、原則と補充原則とを定めている。会社法などでは、ある企業にとっては過大な負担・費用を生じさせるおそれがあるため要求することが適当ではないこと、又は「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原

則（G20/OECD Principles of Corporate Governance, 2015）」<sup>7</sup>が述べるように優れたコーポレート・ガバナンスの唯一のモデルは存在しないと考えられることから採用されていない、いわゆるアングロサクソンの（意欲的な）原則や補充原則を提示している。これが可能なのは、「コーポレートガバナンス・コード」の下では、そのような原則等を「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが求められるにすぎないからである。しかし、実務上は、実施しない説得的な理由を提示できない（理由を提示するよりは実施した方が簡単である）ためなのか、又は多くの日本人に見られる横並び意識ゆえなのか、実施する上場会社が一般的であり（東京証券取引所 [2022] スライド24参照）、上場会社の実務は「コーポレートガバナンス・コード」の原則等に合致したものにるように誘導されている。

もっとも、外国人投資者の増加（東京証券取引所ほか [2023] 表4参照）など資本市場の変化並びに「『責任ある機関投資家』の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」の策定及び投資家の活動の活発化を踏まえると（神作 [2020]、江頭 [2016] など参照）、諸外国、とりわけアングロサクソン諸国におけるコーポレート・ガバナンスの在り方を参照して定められた「コーポレートガバナンス・コード」が提示する原則等を実施することが、上場会社（の経営者）

7 日本語訳は <https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/97892264250659-ja.pdf?expires=1689258215&id=id&accname=guest&checksum=8DB355190489101E431EE468386D545E> で入手可能である。



にとって、その評判などを損なわないなどの観点から、合理的な行動となっていることも否定できないであろう。さらに、自主的に遵守しなければ規制が強化される（規制の影）ということもありそうである。

少なくとも建前としては、法令によって一律に強制するのではなく、「遵守せよ、さもなければ説明せよ」というソフトローにとどめることによって、（上場）会社がそれぞれの会社に応じた工夫を行うことを可能とし、また、無理のないスピードでコーポレート・ガバナンス改革を行うことが可能になっていることは確かであろう。

## 2. 企業経営のグローバル化に伴う 会計・開示・監査制度改革 ——海外の動向を踏まえた我が 国の対応の現状

---

### (1) 会計制度

---

我が国の会計制度は、1990年代の日本基準と国際的な会計基準との調和化から始まって、現在はそれらのコンバージェンスと国際会計基準の任意適用との二本柱で企業経営のグローバル化に対応しようとしているものと評価できる。諸外国においては、上場会社の連結財務諸表につき、国際会計基準・国際財務報告基準の適用を強制していることが少なくないこともあって、国内基準と国際会計基準・国際財務報告基準との「コンバージェンス」に我が国ほど熱心に取り組んでいる先進国はないのではないと思われる。

もっとも、企業会計基準委員会は、新たな又は改訂された国際会計基準・国際財務報告基準とのコンバージェンスにはリソースを割いているものの、無形資産、繰延資産、引当金、損益計算書の表示など重要な差異が先送りされており、また、継続企業や後発事象というような項目については手付かずになっているため、まだら模様のコンバージェンスというべきなのかもしれない。

日本の特徴としては、企業会計基準委員会は——多くの場合、理念的には正しいのだが——連単一致という方針を採用しているため、上場会社（及び、恐らくその他の有価証券報告書提出会社）とそれ以外の会社とで「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ないし慣行）」が異なると解釈するという形で、中小企業等の負担が過重にならないようにしていることを指摘できよう。これに対して、ドイツやフランスなどでは連単分離によって、単体の計算書類に適用される国内基準に手を付けないため、上場会社等を含む会社（一定規模以下のものを除く）において計算書類作成の基準（会計方針）に大きな差が生じないという結果となっていると推察される。

---

### (2) 開示制度

---

我が国の開示制度は、海外の動向に必ずしも十分に対応できていないのが現状であると思われる。

第一に、例えば、サステナビリティ情報の提供要求はEUなどに比べると遅れている。EUにおいては、企業サステナ

ビリティ報告指令<sup>8</sup>による改正後会計指令19a条が、社会的影響度の高い企業（零細企業を除く）の経営者報告書に以下の情報を含めるものとしている。

- ①サステナビリティ事項に関連したリスクに対する企業のビジネスモデル・戦略の強靱性、サステナビリティ事項に関連した企業の取組みの機会、企業のビジネスモデル・戦略がサステナブル経済への移行とパリ協定及びEU規則2021/1119号に定められた（2050年までに環境中立性を達成する目的などに沿った）気温上昇の抑制（1.5度以下）の両立を確保するための計画、企業のビジネスモデル・戦略がステークホルダーの利益とサステナビリティ事項に与える影響をどのように考慮に入れているか、並びにサステナビリティ事項に関して、企業の戦略がどのように実施されているかを含む企業のビジネスモデル・戦略についての簡略な説明
- ②企業が設定したサステナビリティ事項に関連した期限を定めた目標、その目標達成に向けた企業の進捗状況の説明及び当該企業の環境要因に関する目標が確実な科学的証拠に基づいたものかどうかの記載
- ③サステナビリティ事項に関する管理・経営・監督機関の役割の説明及びその役割を果たすことに関するそれらの機関の知見又はそれらの機関がそのよう

な知見を入手する方法の記載

- ④サステナビリティ事項に関する企業の方針の説明
- ⑤管理・経営・監督機関の構成員に提供されているサステナビリティ事項に結び付けられたインセンティブの仕組みの存在に関する情報
- ⑥サステナビリティ事項に関して設けられたデューデリジェンス・プロセス、企業自身の事業及びバリューチェーンに関連する実際の又は潜在的な悪影響、それらの悪影響を防止・軽減・是正するためにとられた行動とその結果
- ⑦サステナビリティ事項に関連した企業の主なリスク（サステナビリティ事項への企業の主な依存状況を含む）と、どのようにリスク管理を行っているかに関する説明

- ⑧①から⑦までの開示に関連する指標

これに対して、日本の企業内容開示府令は4.(1)で概観するように、開示が要求される事項はかなり抽象的に規定するにとどめている。

第二に、金融商品取引法の下での四半期報告書制度を四半期決算短信と統合する方向に舵を切り、作成者の負担を軽減することは欧州における動向と整合的であるが、適時開示は見劣りがする。日本の臨時報告書制度ほど細則主義的な制度は珍しく（企業内容開示府令19条）、適時開示事由も限定的に解釈されている<sup>9</sup>。

8 Directive(EU) 2022/2464 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 amending Regulation(EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting, OJ L 322, 16.12.2022, p.15.

9 「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日)では、「適時開示ルールの見直し(細則主義から原則主義への見直し、包括条項における軽微基準の見直し)について、取引所において継続的に検討を進めるこ

他方、EUにおいては、市場濫用規則<sup>10</sup>が、内部情報（金融商品の価額等に重大な影響を及ぼす可能性が高い未公表の情報）を、それを開示しない正当な理由がない限り、できるだけ速やかに開示することを求めている（17条）。

任意開示の場合の民事責任の可能性については、4.(2)で後述するが、任意開示について風説の流布<sup>11</sup>や一般不法行為という一般規定によるのではなく、正面から罰則・損害賠償責任を定めるのが王道ではないかとも考えられる。もっとも、このようにすると、任意開示を躊躇させることになって、投資者が入手できる情報がかえって減少するという懸念があり、難しい問題である。

第三に、財務報告のエンフォースメントはかなり弱いと見る余地がある。まず、事後的なエンフォースメントとして、有価証券報告書等の虚偽記載について刑事罰が科されることは多くはなく、また、科される場合であっても、罰金刑又は執行猶予付きの刑であることが多い。もっとも、近年では、会社に対して課徴金納付命令が発せられると、課徴金相当額について会社に損害が生じたとして、取締役に対する責任追及の訴え（代表訴訟を含む）が認容されること<sup>12</sup>が有価証券報告書等の虚偽記載の抑止力となっている可能性は十分にある<sup>13</sup>。また、EU及び連合王国などでは、証券監督当局などにより、上場会社等の財務情報についてレビュー

---

とが考えられる」と指摘されている。また、例えば、東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第401条以下参照。

- 10 Regulation(EU) No 596/2014 of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 on market abuse (market abuse regulation) and repealing Directive 2003/6/EC of the European Parliament and of the Council and Commission Directives 2003/124/EC, 2003/125/EC and 2004/72/EC, OJ L 173, 12.6.2014, p.1.
- 11 金融商品取引法158条は、「何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等(有価証券若しくはオプション又はデリバティブ取引に係る金融商品(有価証券を除く。))若しくは金融指標をいう。……)の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し……てはならない」と定めており、ここでいう風説の流布とは合理的な根拠を有しない情報を流布する(不特定又は多数の者に伝達する)ことであると解されているから、虚偽の内容を有する任意開示が相場変動の目的要件を満たす限り、風説の流布として、刑事罰の対象となる。すなわち、風説の流布に対する刑事罰(有価証券報告書の虚偽記載等と同じレベルの罰則)は、行為者に対しては10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科、法人(法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるものを含む)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し違反行為をしたときには、法人に対して7億円以下の罰金という厳しいものである。いわゆるライブドア事件では、関連会社ライブドアマーケティングが出版社の買収を2004年10月に発表した際、実際には出版社の企業価値を過大に評価して株式交換比率を決めていたにもかかわらず、適正に交換比率を算出したという虚偽の情報や水増しした虚偽の業績を公表したとして、東京地判平成19・3・16判時2002号31頁(東京高判平成20・7・25判時2030号127頁により控訴棄却、最決平成23・4・25[平成20年(あ)第1651号]により上告棄却)は堀江貴文被告に懲役2年6か月を言い渡した。
- 12 例えば、東京地判令和4・3・28判時2550号73頁(東京高判令和5・1・26[令和4年(ネ)第2134号]により控訴棄却、上告後和解)参照。
- 13 ただし、課徴金の水準は経済的利得相当額であると位置付けられていること(第14回金融審議会金融分科会第一部会(2003年12月19日)資料2-2「課徴金制度の骨格(案)」([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/siryu/kinyu/dai1/f-20031219\\_sir/02\\_02.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryu/kinyu/dai1/f-20031219_sir/02_02.pdf))、同議事録([http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/gijiroku/kinyu/dai1/20031219\\_roku.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/gijiroku/kinyu/dai1/20031219_roku.html))[三井調査室長の説明]、岡田=吉田=大和[2004]45頁、大来=鈴木[2008]31頁など参照)からすると、会社に課徴金相当額の損害が生じたと評価できるのかという問題がありそうである。

が行われているが<sup>14</sup>、日本においては、金融庁は、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して行う審査及び過去の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップが必要と認められた会社の有価証券報告書の審査を別とすると、テーマを絞ったレビューのみを行っており<sup>15</sup>、証券取引所も上場している会社の財務情報をレビューする仕組みを有していないため、包括的なレビューを悉皆的に行う仕組みは存在しない<sup>16</sup>。

### (3) 監査制度

我が国の監査制度は、少なくとも外形的には海外での動きにキャッチアップしていると評価できる。すなわち、監査の基準及び品質管理基準については、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表している国際監査基準及び国際品質管理基準を日本公認会計士協会が監査基準報告書及び品質管理基準報告書として取り入れており<sup>17</sup>、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表している「倫理規程（Code of Ethics）」にほぼ対応するように

「倫理規則」を定めている。もっとも、企業会計審議会は「監査における不正リスク対応基準」を定めており、これが、日本公認会計士協会が公表している監査の基準に日本独自の規定を追加することにつながっている<sup>18</sup>。

また、公認会計士・監査審査会も設けられており、監査事務所に対する審査及び検査等並びに公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議を行っている（公認会計士法35条2項）。こちらにも、形式的には、国際的に見て遜色はないのではないかと思われる。しかし、公認会計士・監査審査会のリソースの制約のため、1年間に行う検査数は9～10件（平成29事務年度から令和3事務年度まで）という状況にあり、監査法人の数が281（2023年6月）、上場会社を監査している監査法人が140、個人会計士が4名という数（2023年3月31日時点）に比してきわめて少ない。公認会計士法の2022年改正により上場会社等監査人登録制度が導入されたことをうけて、今後、中小監査法人に対するレビューの充実が図られることが確実視さ

14 詳細については、例えば、弥永[2016a][2016b]参照。また、アメリカ合衆国でも、サーベンス・オクスリー法408条が、「委員会（証券取引委員会——弥永）は、投資者保護のために定期的かつ体系的に、1934年証券取引所法第13条(a)項に基づく報告（Form 10-Kで提出される報告書を含む）を行っている発行者であって、かつ、ある種類の証券を国内の証券取引所に上場し、又は国内の証券業協会の店頭銘柄気配自動通報システムを通じて取引させているものによりなされる開示をレビューするものとする。また、そのようなレビューには発行者の財務諸表のレビューを含むものとする」、「いかなる場合であっても、1934年証券取引所法第13条(a)項又は第15条(d)項に基づく報告書を提出することが要求されている発行者については少なくとも3年に1回はレビューするものとする。」と定めたことをうけて、証券取引委員会は提出書類のレビューを行っている。

15 金融庁（2023年3月24日）「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（令和5年度）」（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230324-3/20230324-3.html>）参照。

16 すなわち、たまたま虚偽記載が見つかったというように外部からは見える。

17 なお、上位の監査の基準である「監査基準」及び「監査に関する品質管理基準」も、このような監査基準報告書及び品質管理基準報告書を日本における一般に公正妥当と認められる監査の基準とすることを妨げることがないように適時に改訂されている。

18 もっとも、独自の規定は国際監査基準などとは矛盾しない内容を有していると評価できる。



れているものの、日本公認会計士協会による品質管理レビューの深度及び——上場会社等の監査人ではない監査法人等については——その結果の実効性確保には現時点ではまだ課題があるという見方もあるようである<sup>19</sup>。

したがって、監査役・監査等委員・監査委員にとって、会社の会計監査人についてその監査の質が担保されているのかどうかを知る手掛かりがほとんどないということが上場会社等以外では生じ得るし、十分な監査の質を確保する体制を有しない公認会計士等が存在する可能性を完全には排除することができていない。

### 3. 我が国における(会計)監査人と監査役等との連携 ——現状と課題

平成17年廃止前商法特例法は、会計監査人の監査役会・監査委員会に対する取締役等の不正行為等の報告義務、監査役・監査委員会が指名した監査委員の会計監査人に対する監査に関する報告徴求権、会計監査人の監査報告書についての監査役・監査委員の説明請求権を定めるにとどまっていた(8条・21条の36第1項・13条3項・21条の28第3項)。しかも、証券取引法の下では、監査人と監査役等との連携をうかがわせるような規定は、平成19年改正により193条の3が創設されるまでは存在しなかった。2013年の監査基

準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に至るまで、企業会計審議会が定める監査の基準でも言及されていなかった。もっとも、金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」(2002年12月17日)は、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携が必要不可欠であるとの基本認識に至ったとし、「コーポレート・ガバナンスの充実・強化の観点から、外部監査人が監査の過程で得た情報を被監査企業の経営者及び監査役(監査委員会)へ報告するなどの相互連携の強化について、さらに積極的に取り組んでいくことなどが期待される」としていた。また、国際監査基準260に沿った監査基準委員会報告書第25号「監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション」(2004年2月)も公表されていた。

他方、現在では、会社法のみならず、企業内容開示府令、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(監査証明府令)及び監査の基準に監査人と監査役等との連携を定め、又はそれを前提とする規定が多く存在する。しかも、監査人と監査役等との連携は「倫理規則」においても規定されている。確かに、「倫理規則」は監査役等の義務を定めるものではない。しかし、監査役等は監査人の選任等の議案

19 典型的には、例えば信用金庫の監査人については、「極めて重要な不備事項」があっても、監査業務の辞退を勧告できるにとどまり(品質管理委員会運営細則10条)、そのような公認会計士等が監査を実際には継続していること、及び、上場会社等の監査人ではない公認会計士等についての品質管理レビューの頻度がきわめて少ないことなどを指摘することができる。

の内容を決定する者であり、他方、公認会計士等は監査人に就任し、又は監査を受嘱し、職務を遂行する上で「倫理規則」を遵守することが必要であることからすると、監査役等は、事実上、それを前提として決定し、行動することになる。

---

### (1) 金融商品取引法

---

公認会計士又は監査法人が、監査証明を行うに当たって、発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（法令違反等事実）を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより通知しなければならないと定められているが（金融商品取引法193条の3第1項）、通知の相手方は発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者（金融商品取引法193条の3第1項に規定する適切な措置をとることについて他に適切な者がある場合には、当該者）とされている（監査証明府令7条）。経営者に働き掛け、又は取締役会に報告するなどして、財務諸表等中の虚偽表示が是正されることを監査役等が確保することが想定されているわけである。

---

### (2) 企業内容開示府令

---

提出会社が上場会社等である場合には、

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と会計監査との相互連携について（第二号様式記載上の注意55）役員（状況j(a)、第三号様式記載上の注意36）役員（状況）、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について（第二号様式記載上の注意56）監査（状況b(b)、第三号様式記載上の注意37）監査（状況）、それぞれ具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められている。この記載は、監査人と監査役等（及び社外取締役）との連携が適切になされるよう仕向けることを一つの目的としていると理解できる。

---

### (3) 会社法施行規則

---

会社法施行規則110条2項は、「会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、株式会社の取締役、会計参与及び使用人、株式会社の子会社の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法598条1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない」と定めているが、監査役等は列挙されていない。しかし、会計監査人と監査役等との意思疎通が図られていることが会計監査人監査の暗黙の前提とされていることから、監査役等を相手方として列挙していないにすぎないと理解するのが自然である。少なくとも、監査役等は、「会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべ

き者」に含まれる。

#### (4) 監査の基準

「監査基準」は、「監査人は、監査の各段階において、監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）と協議する等適切な連携を図らなければならない」と定め（第三 実施基準、一 基本原則、7）<sup>20</sup>、「当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」（監査上の主要な検討事項、KAM）を監査報告書に記載することを求めている（第四 報告基準、二 監査報告書の記載区分、2 及び七 監査上の主要な検討事項、1）。

また、「監査における不正リスク対応基準」は、「監査役等との連携」として、監査人に、監査の各段階において、不正リスクの内容や程度に応じ、適切に監査役等と協議する等、監査役等との連携を図ること、不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合には、速やかに監査役等に報告するとともに、監査を完了するために必要となる監査手続の種類、時期及び範囲についても協議することを要求する（第二、17）。そして、監査人は、監査実施の過程において経営者の関与が疑われる不正を発見した場合には、監査役等に報告し、協議の上、経営者に問題点の是正等適切な措置を求めなければならないとする（第二、18）。

さらに、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」は監査人に対して、財務諸表監査に関連する監査人の責任、監査人により識別された特別な検討を必要とするリスクを含め、計画した監査の範囲とその実施時期の概要、監査上の重要な発見事項、監査人の独立性について、監査役等とコミュニケーションを行うことを要求している（12項から15項まで）。監査人は、少なくとも公認会計士法上の大会社等の監査、会計監査人設置会社の監査並びに信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査の場合は、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況の概要（規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等の内容、監査事務所の品質管理システムの外部のレビュー又は検査の結果を含む）を監査役等に書面又は電磁的記録により伝達しなければならない（16項）。また、監査基準報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」は、監査人に、監査の過程で識別した重要な不備を、適時に、書面又は電磁的記録により監査役等に報告することを求めている（8項）。

監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」によれば、監査人は、企業に影響を与える経営者による不正又は不正の疑い、内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い、これら以外の者による財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑いを識別したか又は不正の疑

20 監査報告書に記載される監査人の責任には「監査役等と適切な連携を図ること」が含まれている（第四 報告基準、三 無限定適正意見の記載事項、(4)）。

い（不正リスク対応基準が適用される場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合を含む）を抱いた場合、適時に、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない（40項）。また監査人は、不正又は不正の疑いに経営者の関与が疑われる場合、監査役等とコミュニケーションを行い、監査を完了するため必要となる監査手続の種類、時期及び範囲についても協議しなければならない（40項）。（我が国においては法令によって禁止されていないが）法令によって禁止されていない限り、当該監査役等とのコミュニケーションが求められる（40項）。さらに、監査人は、不正に関連するその他の事項で、監査役等の責任に係ると判断した事項について監査役等とコミュニケーションを行わなければならない（41項）。同様に、監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」も、監査人は監査の実施過程で気付いた違法行為又はその疑いに関連する事項について、法令により禁止されていない限り、明らかに軽微である場合を除き、監査役等とコミュニケーションを行わなければならないとし（22項）、違法行為又はその疑いが故意によるものでありかつ重要であると判断する場合には、監査人は当該事項について監査役等と速やかにコミュニケーションを行わなければならないとする（23項）。

また、監査人は、違法行為が疑われる場合、法令により禁止されていない限り、当該事項について必要に応じて監査役等と協議しなければならず、企業が法令を

遵守していることを裏付ける十分な情報を経営者からも監査役等を通じても入手できず、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるとして監査人が判断した場合、監査人は、法律専門家に助言を求める必要があるかを検討しなければならない（24項）。なお、監査人は、財務諸表に重要な影響を及ぼすことがあるその他の法令への違反の識別に資するため、企業がその他の法令を遵守しているかどうかについて、経営者及び適切な場合には監査役等へ質問をしなければならない（14項(1)）。

以上に加えて、監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」によれば、監査人は、監査上の主要な検討事項と決定した事項又は企業及び監査に関する事実及び状況により、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項がないと判断した場合はその旨に関して監査役等とコミュニケーションを行わなければならない（16項）。また、監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」によれば、監査人は、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合、経営者にその他の記載内容の修正を要請し、経営者が修正に同意しない場合には、監査人は監査役等に当該事項を報告するとともに、修正を要請しなければならない（16項）。さらに、監査報告書日以前に入手したその他の記載内容に重要な誤りがあると判断し、また監査役等への報告後もその他の記載内容が修正されていない場合には、監査人は監査報告書に及ぼす



影響を検討し、監査報告書において重要な誤りに関して監査人がどのように対応する計画かを監査役等に対して報告すること及び現実的な対応として可能であれば、監査契約を解除することを含む適切な措置を講じなければならないとする（17項）。他方、監査報告書日より後に入手したその他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合において、監査役等に報告した後もその他の記載内容が修正されないときには、未修正の重要な誤りについて監査報告書の読者の注意が適切に喚起されるよう、監査人としての法的権利と義務を検討して適切な措置を講じることが監査人には求められる（18項）。

すなわち、会社法上は事業報告及びその附属明細書は監査役等の監査の対象とされているから当然であるが、有価証券報告書等に含まれる非財務情報中に重要な誤りが含まれないようにするため、監査役等と監査人とが連携することが想定されていると評価できる。

以上をまとめると、監査人には監査役等とのコミュニケーションが要求される以上、監査人は監査役等からの情報提供なしには十分かつ適切な監査証拠を入手していないと判断することが生じ得るため、おのずと監査役等には情報提供が求められることになる。また、監査人からの要請等に監査役等が適切に対応しないことは、会社との関係での善管注意義務違反に当たる可能性がある。いずれにしても、監査人の監査報告書において、監査役等が適切に対応しなかったと記載される可能性や、そうでなくとも、監査人

から監査役等に対して伝えられた事実を監査報告書の読者がKAMの記載から知り、その結果、監査役等がその事実に対して的確に対応しなかったと評価する可能性もある。そのため、監査人と監査役等との間のコミュニケーションは監査役等の行動にも影響を与えることが予想される。

---

#### (5) 「倫理規則」

---

日本公認会計士協会の「倫理規則」は、会員（公認会計士及び監査法人）が監査役等とのコミュニケーションを行わなければならない場合及びその場合の留意事項を定めている。

そして、とりわけ監査との関係では、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人の報酬関連情報の透明性を確保するために、監査報酬及び監査以外の業務に対する報酬、報酬依存度などの情報に関する監査役等とのコミュニケーションを要求している（R410. 23項、R410. 25項、R410. 21項）。

また、社会的影響度の高い事業体の監査役等が、その事業体の財務諸表を監査する会計事務所等の独立性を効果的に評価することを可能とするため、会計事務所等又はネットワーク・ファームが、社会的影響度の高い事業体がその一部を形成する企業グループ内の事業体に対して、会計事務所等の独立性に対する阻害要因を生じさせる可能性のある非保証業務を提供する前に、会計事務所等が、社会的影響度の高い事業体の監査役等とコミュニケーションを行うことを求めている

(600. 20項)。すなわち、社会的影響度の高い事業体の財務諸表を監査する会計事務所等は、当該会計事務所等又はネットワーク・ファームが、当該事業体を含む「社会的影響度の高い事業体」、「社会的影響度の高い事業体を直接的又は間接的に支配する事業体」及び「社会的影響度の高い事業体に直接的又は間接的に支配される事業体」のいずれかの事業体に対して非保証業務を提供する契約を締結する前に、会計事務所等が提供する当該業務が禁止されていないこと、及び、社会的影響度の高い事業体の監査人としての会計事務所等の独立性に対する阻害要因が生じない業務であるか、又は識別された阻害要因が許容可能な水準にある、若しくは許容可能な水準にはないが除去されるか、許容可能な水準にまで軽減される業務であることのいずれも満たすと判断したことを、社会的影響度の高い事業体の監査役等に通知し、かつ、業務の提供により、会計事務所等の独立性に対して及ぼす影響を適切に評価可能にする情報を社会的影響度の高い事業体の監査役等に提供しなければならない（R600. 21項）。また、会計事務所等又はネットワーク・ファームは、社会的影響度の高い事業体の監査役等との間で合意したプロセスに基づいて、又は個別の業務に関して、当該業務の提供により、①監査人としての会計事務所等の独立性に対する阻害要因は生じないという会計事務所等による結論又は②識別された阻害要因が許容可能な水準にある、若しくは許容可能な水準にない場合には除去されるか、許容可

能な水準にまで軽減されるという会計事務所等による結論及び業務の提供に監査役等が了解しない限り、上記のいずれの事業体に対しても非保証業務を提供してはならない（R600. 22項）。

#### 4. サステナビリティ情報の開示の 拡充に向けた今後の課題 ——保証・監査の方向性と監査 役等による監督・監査の着眼点

##### (1) 法令上の開示要求

金融商品取引法の下では、有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設された。ただし、最近日現在における連結会社の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の状況について、「ガバナンス」（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続）及び「リスク管理」（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程）について記載すること、「戦略」（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組）並びに「指標及び目標」（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報）のうち、重要なものについて記載すること、人的資本（人材の多様性を含む）に関する「戦略」並びに「指標及び目標」につ

いて、(a)人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を「戦略」において記載すること、及び(b)「戦略」で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を「指標及び目標」において記載することのみが規定されている<sup>21</sup>。

会社法施行規則は、事業報告の内容とすべき事項として、「当該株式会社の状況に関する重要な事項」（118条1号）、公開会社の事業報告の内容とすべき事項として、「対処すべき課題」及び「前各号に掲げるもののほか、当該株式会社の現況に関する重要な事項」（120条1項8号・9号）を挙げており、サステナビリティ情報は一定の範囲で事業報告に記載されるべきことになりそうである。

そうすると、監査役等の監査の対象に含まれることになり、それを踏まえて、監査報告書中の「事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見」（会社法施行規則129条1項2号・130条2項2号・130条の2第1項2号・131条1項2号）が表明されることになる。

このような状況の下で、サステナビリ

ティ報告が適切になされなかった場合に、取締役又は監査役等が、金融商品取引法上、「相当な注意を用いたにもかかわらず記載が虚偽であり又は欠けていることを知ることができなかつたこと」（24条の4・22条2項・21条2項1号）を、又は会社法上、「注意を怠らなかつたこと」（429条2項）を主張・立証するためにはどのような方策が考えられるのかという問題がある。

とりわけ、開示に直接関与しなかつた取締役・監査役等が損害賠償責任を負うのかどうかの問題となるが、そもそも、金融商品取引法上、監査役等が相当な注意を用いたにもかかわらず記載が虚偽であり又は欠けていることを知ることができなかつたことを証明するためには、どの程度のことをしておくべきなのかが明確ではない。

また、四半期決算短信の文脈で、取締役会において、四半期決算の内容が報告され、審議の対象とされている以上、取締役は不法行為の責任主体となるとされ、監査役については会社法429条1項の責任を負う可能性があると言われている（黒沼 [2023] 44-45頁）<sup>22, 23</sup>。このロジックによれば、取締役（監査等委員又は監査委員を除く）は取締役会で開示内容が報告され、審議されていなければ、――

21 第二号様式記載上の注意(30-2)、第三号様式記載上の注意(10-2)など参照。

22 不法行為に基づく責任は軽過失でも負うが、会社法429条1項の責任は悪意又は重大な過失の場合に限るとされているので、意識的に使い分けられているのかが気になるところである。

23 なお、不法行為責任や会社法429条1項の責任については、取締役・執行役や監査役に(重)過失があったことを損害賠償を請求する側が主張・立証しなければ、請求は認容されない。金融商品取引法24条の4・22条2項・21条2項は、「記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと」を証明できない場合には、取締役・執行役・監査役は損害賠償責任を負うとしているが、これは、任意開示には適用されない。

おそらく、信頼の権利に基づいて——サステナビリティ情報の任意開示については損害賠償責任を負わないということになりそうであるが<sup>24</sup>、監査役等についてはどうであろうか。東京高判平成20・5・21判タ1281号274頁は、「監査役自らが、個別取引の詳細を一から精査することまでは求められておらず、下部組織等が適正に職務を遂行していることを前提として、そこから挙がってくる（ママ）報告等を前提に調査、確認すれば、その注意義務を尽くしたことになる」として、監査役についても信頼の権利を一般論として認めているが、監査役等の職務は取締役（会計参与設置会社では取締役及び会計参与、指名委員会等設置会社では執行役及び取締役、指名委員会等設置会社である会計参与設置会社では執行役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査であることからすると（会社法381条1項・404条2項1号）、取締役（監査等委員又は監査委員を除く）のように職務分担がなされていること又は内部統制システム

が整備されていることのみを根拠に信頼の権利が認められるとは限らないかもしれない<sup>25</sup>。

もっとも、会計監査人設置会社の監査役は会計監査人の監査の結果に原則として信頼を置くことができるというのが定説であり<sup>26</sup>、これとパラレルに考えることができるのだとすると、サステナビリティ情報に対する十分な独立性と能力を有する第三者による保証に依拠すれば、原則として、監査役等には任務懈怠はなく、また、相当の注意を用いたと解することができることになる。

## (2) 任意開示

前述(1)にも増して気になるのは、金融商品取引法上、すなわち、企業内容開示府令では開示が求められていない類型のサステナビリティ情報を企業が——証券取引所の要請又は規則による要求の場合を含む——「任意に」開示する場合の民事責任の可能性である。

東京地判平成20・4・24民集65巻6号

24 ただし、サステナビリティ情報の開示が、指名委員会等設置会社以外の会社においては、取締役会で決議すべき「重要な業務執行の決定」（会社法362条4項柱書・399条の13第4項柱書）に当たると解するならば、そのような会社においては取締役会で報告されずに開示されることを放置したことが会社法上は任務懈怠に当たり、取締役会における報告・審議を行わなかったことを見逃したこと自体が金融商品取引法上は相当の注意を怠ったことに当たるという解釈につながる可能性がある。

25 取締役の監視義務についてすら、「専門家の意見・助言を信頼した場合と異なり、とくにチェックもせずにとりあえずに取締役を信頼していたから監視義務を負わないとの抗弁は認められるべきではない」という指摘もある（青竹[2011]363-364頁）。

26 東京地判平成21・5・21金判1318号14頁（東京高判平成23・11・30金判1389号36頁はこれを是認）[平成17年廃止前商法特例法上の大会社の会計監査は一次的には会計監査人が担うという位置付けがされていたものと解される／監査役が有価証券報告書に掲載された、虚偽でないとして監査証明された、又はされる予定の財務諸表等の虚偽記載について、投資家に対して直接の不法行為責任を負うのは、単にその任務を懈怠しただけにとどまらず、当該虚偽が監査役にとって明らかであり、当該虚偽記載を容易に阻止し得た等の事情が認められる場合に限るのが相当]、東京地判平成25・10・15（平成21年（ワ）第24606号）[公認会計士又は監査法人である会計監査人による監査が必要的である大会社……の会計監査においては、監査役が、個別的な商取引について、逐一その証憑書類の有無・内容等を精査、確認すべきとするは現実的でないから、監査役は、会計監査人の監査の方法及び結果が相当でないと思われる事情がある場合を除いては、会計監査人の監査結果を前提として自らの職務を遂行することができる]、東京地判平成26・12・25（平成21年（ワ）第30700号）など参照。また、森本[2014]239頁、江頭[2021]493頁注2など。



2568頁は、「流通市場において有価証券の売買を行う投資家にとって、有価証券報告書等は、容易かつ正確に発行会社や有価証券に関する情報を入手することができる手段であるし、個々の一般投資家がこれに記載された情報を直接利用しなくても、当該記載によって公表された情報は市場の株価に反映される。このため、有価証券報告書等の重要な事項について虚偽の記載をすることは、有価証券の流通市場における公正な価格形成及び円滑な取引を害し、個々の投資家の利益を害する危険性の大きい行為といわなければならない」、「したがって、有価証券報告書等を提出する会社及び当該会社の取締役は、有価証券報告書等の提出に当たり、その重要な事項について虚偽の記載がないように配慮すべき注意義務があり、これを怠ったために当該重要な事項に虚偽の記載があり、それにより当該会社が発行する有価証券を取得した者に損害が生じた場合には、当該会社及び当該取締役は、当該取得者が記載が虚偽であることを認識しながら当該有価証券を取得した等の特段の事情がない限り、当該損害について不法行為による賠償責任を負う」と判示しており、この理由付けからは、金融商品取引法によって開示が求められていない情報に虚偽が含まれている場合

に、会社及び取締役・執行役は不法行為による損害賠償責任を負う可能性があることになる。

そして、前掲注26東京地判平成21・5・21は、「有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社情報についていわゆる適時開示を行うに当たり、発行会社の代表取締役らは虚偽の公表を行わないように配慮すべき注意義務を負い、この義務の懈怠により当該会社が発行する有価証券を取得した者に損害が生じた場合には、特段の事情がない限り、当該損害について不法行為に基づく損害賠償責任を負う」と判示した。適時開示は金融商品取引法の観点からは、任意開示であると位置付けられることから、この判決の論理からすれば、任意開示に重要な虚偽の情報が含まれている場合には、会社及びそのような虚偽の内容の任意開示を行った者は民法709条により損害賠償責任を負うことになる<sup>27</sup>。

なお、任意開示に直接関与しなかった取締役・監査役等の損害賠償責任の成否については、前述(1)と平行に考えることができよう<sup>28</sup>。

---

### (3) 内部統制システム

---

企業がサステナビリティ問題にどのように対応していくのかは、サステナビリ

27 株式会社は、代表取締役その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負うから、代表取締役等が虚偽の内容を有する任意開示を行い、その結果、投資者などの第三者が損害を被ったときには、会社も損害賠償責任を負うことになる(会社法350条)。また、ある事業のために他人を使用する者は、被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときを除き、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負うから(民法715条1項)、会社の従業員が虚偽の内容を有する任意開示を行い、その結果、投資者などの第三者が損害を被ったときには、会社も損害賠償責任を負うことになる。

28 もっとも、有価証券報告書又は半期報告書における開示は格別、重要な情報を開示しなかったことについては、取引所による適時開示要求事項又は臨時報告書提出事由に含まれない限り、エンフォースメントは存在しない。

ティ情報の開示と表裏一体の問題である。そもそも、サステナビリティ情報の開示は、企業がサステナビリティ問題に適切に取り組むよう仕向けることが主要な目的なのではないかと思われるほどである。そして、内部統制システムを整備し、それが有効である限りにおいて<sup>29</sup>、少なくとも監査等委員でも監査委員でもない取締役は、内部統制に依拠できると考えることができよう。また、監査役等も、内部統制が有効である又は良好であるのであれば、試査によって監査を実施することができ、そのようにすれば任務懈怠はなく、また、相当の注意を用いたと評価されるのであろう。

## 5. おわりに

### ——今後の10年を見据えた監査役等と日本監査役協会

#### (1) 今後の10年を見据えた監査役等

近未来をあえて予想するならば、監査役等に期待される役割はさらに拡大すると考えられる。

第一に、外国人投資家やいわゆるアクティビストといわれる株主が増加する傾向は今後も続くであろう。そこでは、会社におけるガバナンスの体制とその実効性がより問われることになることは必然である。そのような中では、経営者と会社ないし株主との利害が（少なくとも外形的に）相反するような場合に、経営者から独立した判断がなされる仕組みが求

められるであろう。現在でも、様々な局面で独立第三者委員会と称するものが設置されているが、その実、独立性が必ずしも十分ではないと見受けられる事例が少なくない（例えば、八田 [2021]、伊藤 [2023]、国広 [2023]、久保利 [2023] 参照）。これは、当該第三者委員会の構成員は評判のメカニズムによって規律付けられるものの、それ以外には、独立性を欠くことに対するサンクションのメカニズムが存在しないことが一因なのではないかと推測される。すなわち、まず、第三者委員会の構成員がその意見書を理由として損害賠償責任を会社以外の第三者に負うことは通常考えられない。法令上、特別な責任を定める規定はないうえ、少なくとも、その意見書と第三者の損害との間の相当な因果関係が認められることは考えにくいからである。職業的な規律に着目してみても、例えば、明らかな犯罪行為であればともかく、弁護士には依頼者の利益を図ることが求められ（弁護士職務基本規程21条）、会社の経営者を暗黙のうちに依頼者と見て行動しても、弁護士会による懲戒処分の対象とはならないようである。また、公認会計士も2022年に改正された「倫理規則」により、基本原則としてはすべての専門業務及びビジネス上の関係において、公共の利益のために行動するという職業的専門家の責任を全うするように行動することが求められるものの、これまで、監査の局面以外で、これに違反したことを理由として

29 大阪地判令和4・5・20金判1651号25頁(大阪高判令和4・12・8[令和4年(ネ)第1468号]により控訴棄却)参照。

処分されたことはないようである。

このように考えると、自らの言動について責任を問われる可能性のある監査役等に、経営者と会社又は株主との間の利益相反があるように見える局面において、より一層の活躍が期待されることが十分にあり得る。

第二に、非常勤の社外取締役が増加し、かつ、他方では、取締役会は取締役・執行役による業務執行の法令・定款適合性を含む監督機能を無制約に有しているという理解を前提とすると、社外取締役を確保するために、社外取締役には広く信頼の権利（例えば、神田 [2023] 288頁\*1、江頭 [2021] 493頁注2など参照）を認めることが適当である、又は、必要であると考えられる可能性がある。ところが、信頼の権利を認めるためには、監査役等による監査が実効的に行われていることが前提となると考えられる<sup>30</sup>。

第三に、サステナビリティ情報に対する保証が会計監査人（又は金融商品取引法上の監査人）以外の者によっても提供されるということに仮になるとすると、計算関係書類についての現在の枠組みと同様、当該保証業務提供者の独立性を担保し、また、当該提供者による適切な保証業務実施を確保するために、監査役等が一定の役割を果たすことが期待されることになるのが自然な流れであるように思われる。逆に、サステナビリティ情報に限らないが、会社が——任意に発信するものを含め——発信する情報について、外部の第三者による保証がなされない場合には、適切な開示がなされることにつき、監査役等に対して期待されるものが大きくなる可能性も十分にある。

かつて、監査役による監査は適法性監査なのか（消極的）妥当性監査なのかという議論がなされていたが（例えば、弥

30 監査役が他の監査役の監査結果に依拠できることについては、前掲注26東京地判平成26・12・25が「監査役会は、『監査役職務の執行に関する事項』（会社法390条2項3号、旧商法特例法18条の2第2項）として、監査役職務分担・役割分担の定めをすることができるところ、業務監査については、当該職務分担等の定めが合理的なものであれば、各監査役は、他の監査役の職務執行の適正さについて疑念を生ずべき特段の事情がない限り、当該職務分担等の定めに従って職務を行えば、『相当な注意を用いた』ものと認めることができるというべきである。また、会社の業務の適正確保等を目的とした内部統制システムが導入されている場合には、内部統制システムの整備及び運用状況等が適正なものと認められる限り、監査役は、内部統制システムによる報告や情報提供等を前提に職務を遂行すれば、『相当な注意を用いた』ものというべきである」、「監査役間の職務分担に従い、常勤監査役であるAが、経営会議等に出席し、稟議書等の重要書類を閲覧し、内部監査室との意見交換などを行い、これらの活動により収集した情報を監査役会に報告していたと認められるところ、これは、効率的な監査を可能にするものであり、常勤監査役と非常勤監査役の職務分担として合理的なものといえる」と判示している。また、前掲注26東京地判平成25・10・15も、「本件における職務分担は、前記認定事実のとおり、常勤監査役であるAが日々の社内の会議等に出席し、稟議書等の書類の確認、意見交換等を行い、非常勤の社外監査役である被告らが、Aから監査状況について報告を受けるというものであったから、調査の重複等を避けた効率的な監査を可能にするものとして、上記監査役監査基準の内容とも整合しており、常勤監査役と社外監査役の職務分担として、合理性・相当性を欠くものとはいえない。したがって、このような職務分担を定めたこと自体が善管注意義務違反になることはない。そして、本件において、常勤監査役であるAの職務遂行の適正さについて特に疑念を抱くような事情が存在したことを認めるに足りる的確な証拠はなく、A及び被告らの間では、監査役会場のみならず、各取締役会の機会に情報交換がされていたことが認められ、Aが職務の遂行上知り得た情報を被告らと共有することを怠っていたとも認められないから、被告らは、Aの実施した監査結果を前提に、これに依拠して追加の監査実施の必要性等を判断し、監査報告等を行うことができたものというべきである」と判示している。これは、社外取締役が監査役等の監査の結果に依拠できるかどうかについても当てはまるものと考えられる。

永 [1992] 参照)、今や、監査役は取締役会における議決権を有しないという点で取締役会の構成員としての取締役と異なるだけであり、取締役の業務執行の妥当性の問題にすぎないという言い訳は許されなくなっているように思われる(神田 [2023] 270頁\*1、岩原 [2009] 13-14頁参照)。例えば、大阪地判平成25・12・26金判1435号42頁は、「監査役は、取締役に對する業務監査権限に基づく善管注意義務の一環として、取締役がリスク管理体制を構築する義務を果たしているか、構築したリスク管理体制が妥当なものであるかについて監視することが義務付けられている」とし、「監査役は、会社において、リスク管理体制が構築されていない場合や、これが構築されているとしても不十分なものである場合には、取締役に對して、適切なリスク管理体制の構築を勧告すべき義務を負う」とした<sup>31</sup>。また、監査役には、「リスク管理体制構築義務違反に係る勧告義務にとどまらず、Aの代表取締役からの解職及び取締役解任決議を目的事項とする臨時株主総会を招集することを勧告すべき義務もあった」とした。しかも、名古屋高判平成23・8・25判時2162号136頁は、平成17年廃止前商法特例法の下では、業務監査権限を有さず、違法行為差止請求権が法定されていなかった小会社の監査役につき、「取締役の不正行為を防止するためのチェック権限が監査役に付与されていることからすれば、会社の財産が損なわれ、それによ

て会社債権者に差し迫った被害の発生が予見されるような特段の事情がある場合には、監査役は調査の権限を行使して、その結果に基づいて取締役に違法行為を中止することを求める権利と義務が生ずるというべきであり、監査役が取締役の違法行為を放置することはそれ自体違法性を帯びることになる」と判示した。

## (2) 今後の10年を見据えた日本監査役協会

日本監査役協会は任意加入の民間団体であるにもかかわらず、これまで、監査役等にとってのベストプラクティスの形成に寄与してきたものと考えられる。例えば、前掲注31大阪高判平成27・5・21は、当該「会社においては、日本監査役協会が定めた『内部統制システムに係る監査の実施基準』に、ほぼ準拠して定められた本件内部統制システム監査の実施基準が定められており、同実施基準においては、監査役は、取締役に對して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応した内部統制システムのあり方について、適切に議論が行われた上で、内部統制システムの整備に係る決議がなされているか、当該取締役会決議の内容について、必要な見直しが適時かつ適切に行われているかなどの観点から監視し検証することや、内部統制システムに係る取締役会決議の内容に不備があると認める場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、取締役に對して助言、勧告その他の適切な措置を講じる

31 控訴審判決である大阪高判平成27・5・21判時2279号96頁も同趣旨。



ことが定められている」とした。前掲注26東京地判平成25・10・15も、「監査役による監査の指針としては、社団法人日本監査役協会が監査役監査基準を作成し、公表しており、同監査役監査基準は、法令そのものではないが、当該事案における被告らの監査役としての注意義務の内容を検討するに当たって考慮すべきものと考えられる」とした。

また、各会社におけるリソースは千差万別である中、監査役等に対して様々な情報提供を行い、監査役等の資質・能力

を高めることに貢献してきたと外部からは見える。

さらに、日本公認会計士協会等との連携などにより、公認会計士監査等のレベルアップなどに寄与し、また、各会社の監査役等がそれにスムーズに対応することを可能にしてきたと評価できる。

このような経緯を踏まえると、今後、監査役等に期待される役割がますます増大する中で、日本監査役協会にもまた多くのことが期待されることになるのであろう。

#### 【参考文献】

- ・青竹正一[2011]「第423条」酒巻俊雄＝龍田節(編集代表)『逐条解説会社法 第5巻 機関・2——第374条～第430条』(中央経済社)348-368頁。
- ・安藤英義[1985]『商法会計制度論——商法会計制度の系統的及び歴史的研究』(国元書房)。
- ・伊藤ゆみ子[2023]「第三者委員会 生かすには——社外取締役主導で質高めよ」『日本経済新聞』2023年2月27日朝刊9面。
- ・稲葉威雄[1984]「大小会社区分立法に関する諸問題(14)——次期商法改正の課題」『別冊商事法務』999号7-14頁。
- ・岩原紳作[2009]「監査役制度の見直し」前田重行＝神田秀樹＝神作裕之(編)『企業法の変遷——前田庸先生喜寿記念』(有斐閣)1-44頁。
- ・江頭憲治郎[2016]「コーポレート・ガバナンスの目的と手法」『早稲田法學』92巻1号95-117頁。
- ・江頭憲治郎[2021]『株式会社法[第8版]』(有斐閣)。
- ・大来志郎＝鈴木謙輔[2008]「改正金融商品取引法の解説(4・完) 課徴金制度の見直し」『旬刊商事法務』1840号30-38頁。
- ・岡田大＝吉田修＝大和弘幸[2004]「市場監視機能の強化のための証券取引法改正の解説——課徴金制度の導入と民事責任規定の見直し」『旬刊商事法務』1705号44-53頁。
- ・神崎克郎＝志谷匡史＝川口恭弘[2012]『金融商品取引法』(青林書院)。
- ・神作裕之[2020]「スチュワードシップ・コード再改訂版とガバナンスをめぐる昨今のグローバルな動向」『旬刊商事法務』2232号5-17頁。
- ・神田秀樹[2023]『会社法[第25版]』(弘文堂)。
- ・北川哲雄ほか[2018]「『新春座談会』ガバナンスの『実質化』と上場企業としての対応[上]」『旬刊商事法務』2155号8-24頁。
- ・国広正[2023]「第三者委員会 生かすには——付度せず企業再生へ手術」『日本経済新聞』2023年2月27日朝刊9面。
- ・久保利英明[2023]「第三者委員会 生かすには——『出る杭』の人材探し尽くせ」『日本経済新聞』2023年2月27日朝刊9面。
- ・黒沼悦郎[2023]「虚偽記載に対するエンフォースメント」『企業会計』75巻5号41-47頁。
- ・鈴木竹雄＝河本一郎[1984]『証券取引法[新版]』(有斐閣)。
- ・竹内昭夫[1984]『会社法の理論II——機関・計算・新株発行』(有斐閣)。
- ・龍田節[1982]「開示制度の目的と機能」『法学論叢』110巻4・5・6号112-140頁。
- ・東京証券取引所[2022]「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況(2022年7月14日時点)」(<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq000008jdy-att/nlsgeu000006jzbl.pdf>)。
- ・東京証券取引所＝名古屋証券取引所＝福岡証券取引所＝札幌証券取引所[2023]「2022年度株式分布状況調査の調査結果について」(<https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/examination/aocfb4000001ut8-att/j-bunpu2022.pdf>)。
- ・八田進二[2021]「『第三者委員会』の実態と課題—過去の格付け結果を踏まえて—」『研究年報(大原大学院大学)』

第15号33-46頁。

- ・ 森本滋[2014]「第423条」岩原紳作(編)『会社法コンメンタル 第9巻 機関(3)』(商事法務)219-285頁。
- ・ 弥永真生[1992]「監査役制度の現状と課題」『法律時報』64巻7号32-39頁。
- ・ 弥永真生[2016a]「財務報告のエンフォースメント」早川勝ほか(編)『ドイツ会社法・資本市場法研究』(中央経済社)598-615頁。
- ・ 弥永真生[2016b]「会社の計算と外部的エンフォースメント(1)」『筑波ロー・ジャーナル』20号205-236頁。
- ・ 弥永真生[2021]『コンメンタル会社法施行規則・電子公告規則[第3版]』(商事法務)。
- ・ Brandeis, L.D.[1914] *Other People's Money and How the Bankers Use It*, Frederick A. Stokes.
- ・ Skeel, D.A., Jr. [2001] Shaming in Corporate Law, *University of Pennsylvania Law Review*, vol.149, no.6 : pp.1811-1868.

## 弥永 真生 (やなが まさお)

明治大学政治経済学部、東京大学法学部、各卒業。東京大学法学部助手、筑波大学ビジネス科学研究科教授などを経て現職。著書：『コンメンタル会社計算規則・商法施行規則[第4版]』(2022年、商事法務)、『コンメンタル会社法施行規則・電子公告規則[第3版]』(2021年、商事法務)、*Information Technology Law in Japan* (2022, Kluwer Law International)、『中小企業会計とその保証』(2022年、中央経済社)、『監査業務の法的考察』(2021年、日本公認会計士協会出版局)、『ロボット・AIと法』(共編、2018年、有斐閣)など。